

土地等利用状況審議会における報告資料（R6.12.23開催）

重要施設周辺等における土地等の取得の 状況（令和5年度）について

内閣府政策統括官（重要土地担当）

法の施行状況と今般のとりまとめの対象について

令和3年6月23日 公布(6月16日成立)

令和4年6月1日 一部施行

内閣府に新執行部局(政策統括官(重要土地担当))を設置

9月16日 基本方針・政令の閣議決定、政令・内閣府令の公布

9月20日 全面施行

12月27日 初回の区域指定の内閣総理大臣告示(官報掲載)

令和5年2月1日 初回の区域指定(58箇所)の施行

7月12日 2回目の区域指定の内閣総理大臣告示(官報掲載)

8月15日 2回目の区域指定(161箇所)の施行

12月11日 3回目の区域指定の内閣総理大臣告示(官報掲載)

令和6年1月15日 3回目の区域指定(180箇所)の施行

4月12日 4回目の区域指定の内閣総理大臣告示(官報掲載)

5月15日 4回目の区域指定(184箇所)の施行

概ね区域指定を完了



指定区域において土地等利用状況調査等を実施中

1~3次指定
(399箇所)の
令和5年度分の
土地等の取得状
況が今回のとりま
とめの対象

(令和5年度) 重要施設周辺等における土地・建物の取得状況等について①

概要

- 今般、重要土地等調査法に基づく調査により判明した、重要施設周辺や国境離島等における土地・建物の取得状況(令和5年度分)が取りまとまったため、公表を行うこととする。

令和5年度中における土地・建物の取得状況等

- 内閣府は、不動産登記簿等の公簿等、届出、地図、航空写真、ウェブサイト等の情報により所要の調査を行うとともに、必要に応じて現地・現況調査を実施することにより、土地・建物の利用状況を調査している。
- 令和5年度までに指定された注視区域(399区域)において、同年度中に売買等の契約に基づく所有権の移転や建物の新築の登記がなされたことにより取得されたことが確認された土地・建物の集計結果は以下のとおり(※)。
(※) 区域によって指定時期が異なるため、調査対象期間は一律ではない。

	筆个数	土地面積
土地・建物の取得総数	16,862 筆個 (土地 10,514 筆、建物 6,348 個)	土地面積 5,034,139 m ²
うち、外国人・外国系法人による取得数	371 筆個 ※総数の <u>2.2%</u> (土地 174 筆、建物 197 個)	土地面積 38,069 m ² ※同 <u>0.8%</u>

【参考】

- 令和4年度に指定された注視区域(58区域)において、同年度中に取得されたことが確認された土地・建物は108筆個であった。このうち、外国人・外国系法人による取得はなかった。
- 令和5年度において、法第9条の(重要施設等の機能を阻害するような土地等の利用の中止等を求める)勧告及び命令の実績はない。

(令和5年度) 重要施設周辺等における土地・建物の取得状況等について②

外国人・外国系法人による土地・建物の取得状況の内訳

※ 中国には香港を含む。

◎ 該当事例の多い国又は地域

① 中国	203 筆個 (54.7%)	(土地 87 筆、建物 116 個、土地面積 16,275 m ²)
② 韓国	49 筆個 (13.2%)	(土地 22 筆、建物 27 個、土地面積 4,334 m ²)
③ 台湾	46 筆個 (12.4%)	(土地 24 筆、建物 22 個、土地面積 3,176 m ²)
④ ベトナム	15 筆個 (4.0%)	(土地 7 筆、建物 8 個、土地面積 3,434 m ²)
⑤ フィリピン	13 筆個 (3.5%)	(土地 9 筆、建物 4 個、土地面積 1,133 m ²)

◎ 該当事例の多い都道府県

① 東京都	171 筆個 (防衛省市ヶ谷庁舎 104 筆個、補給統制本部 39 筆個、練馬駐屯地 20 筆個 ほか)
② 千葉県	38 筆個 (松戸支処 15 筆個、下総航空基地 7 筆個、木更津飛行場・木更津航空補給処・木更津分屯基地 6 筆個 ほか)
③ 福岡県	31 筆個 (福岡駐屯地・自衛隊福岡病院・春日基地 16 筆個、春日基地飛行場地区・板付飛行場・福岡空港 12 筆個、小郡駐屯地 2 個 ほか)
④ 北海道	20 筆個 (札幌駐屯地・藻岩山無人中継所・真駒内駐屯地 10 筆個、倶知安駐屯地 5 筆、丘珠駐屯地 2 筆個 ほか)
⑤ 愛知県	12 筆個 (高蔵寺分屯基地・高座山無線中継所地区 6 筆個、守山駐屯地 5 筆個、豊川駐屯地 1 筆)

◎ 該当事例の多い注視区域

(1) 防衛省市ヶ谷庁舎 (東京都)	104 筆個 (中国 65 筆個、台湾 26 筆個、韓国 5 個 等)
(2) 補給統制本部 (東京都)	39 筆個 (中国 29 筆個、米国 2 筆個、韓国 2 筆個 等)
(3) 練馬駐屯地 (東京都)	20 筆個 (中国 18 筆個、台湾 1 個、ドイツ 1 個)
(4) 福岡駐屯地・自衛隊福岡病院・春日基地 (福岡県)	16 筆個 (中国 12 個、米国 2 筆個、韓国 1 個 等)
(5) 松戸支処 (千葉県)	15 筆個 (フィリピン 6 筆個、台湾 5 筆個、中国 3 筆個 等)

今後の対応

- 今般の公表対象となった事例を含め、注視区域内の重要施設等の機能を阻害する不適切な土地等の利用を防止すべく、継続的に土地等利用状況調査を実施していく。

重要施設周辺等における土地等の取得の状況（令和 5 年度）について

内閣府は、重要土地等調査法（注 1）に基づく土地及び建物（以下「土地等」といいます。）の利用状況の調査を実施し、この度、令和 5 年度中の土地等の取得の状況について取りまとめました。

（注 1）重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和 3 年法律第 84 号）

1 重要土地等調査法に基づく調査について

内閣府は、重要土地等調査法の規定に基づき、指定された注視区域（注 2）内の土地等について、関係行政機関等から提供を受けた不動産登記簿、住民基本台帳、商業登記簿といった公簿等の情報や、届出に係る情報、地図、航空写真、ウェブサイト等の公開情報等により所要の調査を行うとともに、必要に応じて現地・現況調査を実施しています。

（注 2）重要土地等調査法第 5 条第 1 項の規定により、重要施設（防衛関係施設、海上保安庁の施設、生活関連施設（原子力関係施設及び特定の空港）をいいます。）の敷地の周囲おおむね千メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設等の機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものとして指定された区域をいい、第 12 条第 1 項の規定により指定された特別注視区域を含みます。なお、この注視区域内にある土地等が、重要土地等調査法の調査の対象となります。

2 令和 5 年度における土地等の取得の状況について

1 の調査の過程において明らかとなった、令和 5 年度中の土地等の取得の状況は、以下のとおりです。

（1）総数について

令和 5 年度までに指定された注視区域（第 1 次指定分から第 3 次指定分までの 399 区域が対象となります。）において、同年度中（注 3）に売買等の契約による所有権の移転や建物の新築の登記により取得されたこと（注 4）が確認された土地等は次のとおりです。

(注3) 調査対象期間は、各注視区域の指定の施行時期により、次のとおり異なります。

- ・ 第1次指定分（令和4年内閣府告示第121号により指定された注視区域58区域）
：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間
- ・ 第2次指定分（令和5年内閣府告示第98号により指定された注視区域161区域）
：令和5年8月15日から令和6年3月31日までの間
- ・ 第3次指定分（令和5年内閣府告示第126号により指定された注視区域180区域）
：令和6年1月15日から同年3月31日までの間

なお、第4次指定分（令和6年内閣府告示第91号により指定された注視区域184区域）については、令和5年度中に施行されていないため、今回の調査対象に含まれません。

(注4) 集計の対象となる所有権の移転による取得は、売買等の契約により所有権の移転の登記がなされたものとし、相続等の契約に基づかない所有権の移転の登記は含みません。

区域指定告示別 (注3)	土地等の取得総数・土地面積			
	取得総数（筆個）			土地面積（㎡）
	土地（筆）	建物（個）		
第1次	687	506	181	712,791
第2次	4,216	3,041	1,175	1,669,628
第3次	11,959	6,967	4,992	2,651,721
合計	16,862	10,514	6,348	5,034,139

※ 土地面積は、小数点以下を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計は必ずしも一致しません。

※ 同一の土地等であっても、調査期間内に所有権の移転が複数回なされたものについてはそれぞれ計上しています。

(2) 外国人・外国系法人による土地等の取得の状況について

ア (1)の総数のうち、外国人・外国系法人(注5)による取得の状況は次のとおりです。

(注5) 集計の対象となる「外国人・外国系法人」は次のとおりです。

- ・ 「外国人」は、国内に居住する外国籍を有する者及び国外に居住する外国人と思われる者
- ・ 「外国系法人」は、外国法人、及び内国法人であって外国籍を有する者又は国外に居住する外国人と思われる者が代表者となっているもの

区域指定告示別 (注3)	外国人・外国系法人による土地等の取得数・土地面積											
	外国人（個人）				外国系法人							
	取得数（筆個）		土地面積 (㎡)	取得数（筆個）		土地面積 (㎡)	取得数（筆個）		土地面積 (㎡)			
土地 (筆)	建物 (個)	土地 (筆)		建物 (個)	土地 (筆)		建物 (個)					
第1次	9	5	4	1,257	7	4	3	1,124	2	1	1	132
第2次	33	22	11	5,182	21	13	8	3,223	12	9	3	1,958
第3次	329	147	182	31,631	229	95	134	16,700	100	52	48	14,931
合計	371	174	197	38,069	257	112	145	21,048	114	62	52	17,022

※ 土地面積は、小数点以下を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計は必ずしも一致しません。

イ 外国人・外国系法人の国又は地域別内訳は次のとおりです。
 なお、都道府県・注視区域ごとの状況については、別表のとおりです。

国又は地域	外国人・外国系法人による土地等の取得数・土地面積													
	外国人（個人）						外国人（個人）				外国系法人			
	取得数（筆個）			土地面積（㎡）			取得数（筆個）			土地面積（㎡）	取得数（筆個）			土地面積（㎡）
	割合（％）	土地（筆）	建物（個）		割合（％）		土地（筆）	建物（個）			土地（筆）	建物（個）		
中国	203	54.7	87	116	16,275	42.8	118	41	77	4,843	85	46	39	11,432
韓国	49	13.2	22	27	4,334	11.4	38	18	20	3,113	11	4	7	1,220
台湾	46	12.4	24	22	3,176	8.3	40	20	20	3,010	6	4	2	166
ベトナム	15	4.0	7	8	3,434	9.0	15	7	8	3,434	0	0	0	-
フィリピン	13	3.5	9	4	1,133	3.0	13	9	4	1,133	0	0	0	-
米国	10	2.7	4	6	1,369	3.6	6	3	3	1,150	4	1	3	219
シンガポール	7	1.9	4	3	1,095	2.9	5	2	3	82	2	2	0	1,013
ニュージーランド	5	1.3	5	0	2,971	7.8	0	0	0	-	5	5	0	2,971
ブラジル	5	1.3	4	1	754	2.0	5	4	1	754	0	0	0	-
タイ	4	1.1	3	1	396	1.0	4	3	1	396	0	0	0	-
トルコ	3	0.8	2	1	1,997	5.2	3	2	1	1,997	0	0	0	-
ベルギー	2	0.5	1	1	229	0.6	2	1	1	229	0	0	0	-
パキスタン	1	0.3	1	0	884	2.3	1	1	0	884	0	0	0	-
オーストラリア	1	0.3	1	0	22	0.1	1	1	0	22	0	0	0	-
インドネシア	1	0.3	0	1	-	-	1	0	1	-	0	0	0	-
カナダ	1	0.3	0	1	-	-	1	0	1	-	0	0	0	-
サモア	1	0.3	0	1	-	-	0	0	0	-	1	0	1	-
ドイツ	1	0.3	0	1	-	-	1	0	1	-	0	0	0	-
ネパール	1	0.3	0	1	-	-	1	0	1	-	0	0	0	-
フランス	1	0.3	0	1	-	-	1	0	1	-	0	0	0	-
ミャンマー	1	0.3	0	1	-	-	1	0	1	-	0	0	0	-
合計	371	100.0	174	197	38,069	100.0	257	112	145	21,048	114	62	52	17,022

※ 土地面積は、小数点以下を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計は必ずしも一致しません。

※ 中国には香港を含む。

【参 考】

- 1 令和4年度に指定された注視区域（第1次指定分58区域。令和5年2月1日施行）において、同年度中に取得されたことが確認された土地等の総数は108筆（土地84筆、建物24個）、土地面積は67,099 m²でした。このうち、外国人・外国系法人による取得事例は確認されませんでした。
- 2 令和5年度中に、法第9条の規定による勧告及び命令は実施しておりません。

別 表

(その1)

都道府県	外国人・外国系法人による土地等の取得状況		
	取得数 (筆個)	主な注視区域	取得数(筆個) [国又は地域別内訳]
北海道	20	札幌駐屯地、藻岩山無人中継所、真駒内駐屯地	10筆個 [中国8筆個、台湾2筆個]
		倶知安駐屯地	5筆 [ニュージーランド5筆]
		丘珠駐屯地	2筆個 [韓国2筆個]
		ほか	
宮城県	1	仙台駐屯地	1個 [中国1個]
茨城県	11	朝日燃料支処	8筆個 [中国6筆個、タイ2筆]
		武器学校、航空装備研究所土浦支所	2筆個 [韓国2筆個]
		百里基地	1筆 [中国1筆]
埼玉県	9	入間基地	7筆個 [韓国4筆個、タイ2筆個、ベトナム1個]
		大井通信所	2筆個 [フィリピン2筆個]
千葉県	38	松戸支処	15筆個 [フィリピン6筆個、台湾5筆個、中国3筆個 等]
		下総航空基地	7筆個 [中国7筆個]
		木更津飛行場、木更津航空補給処、木更津分屯基地	6筆個 [中国3個、韓国2筆、米国1個]
		ほか	
東京都	171	防衛省市ヶ谷庁舎	104筆個 [中国65筆個、台湾26筆個、韓国5個 等]
		補給統制本部	39筆個 [中国29筆個、米国2筆個、韓国2筆個 等]
		練馬駐屯地	20筆個 [中国18筆個、台湾1個、ドイツ1個]
		ほか	
新潟県	11	新潟分屯基地、新潟空港	6筆個 [韓国4筆個、中国2筆個]
		新潟基地分遣隊	5筆 [中国5筆]
静岡県	2	浜松基地	2筆個 [中国2筆個]
愛知県	12	高蔵寺分屯基地、高座山無線中継所地区	6筆個 [トルコ3筆個、フィリピン3筆個]
		守山駐屯地	5筆個 [韓国3筆個、パキスタン1筆、中国1筆]
		豊川駐屯地	1筆 [ブラジル1筆]
滋賀県	10	大津駐屯地	6個 [中国5個、韓国1個]
		饗庭野高射教育訓練場	4筆個 [ブラジル4筆個]
大阪府	10	八尾駐屯地、八尾空港	8筆個 [ベトナム4筆個、中国3筆個、韓国1個]
		信太山駐屯地	2筆個 [ベトナム2筆個]

(その2)

都道府県	外国人・外国系法人による土地等の取得状況		
	取得数 (筆個)	主な注視区域	取得数(筆個) [国又は地域別内訳]
兵庫県	3	川西駐屯地、伊丹駐屯地、千僧駐屯地 広峰無線中継所、姫路駐屯地	2筆個 [中国2筆個] 1個 [台湾1個]
鳥取県	6	高尾山分屯基地 [施設は鳥根県に所在] 美保通信所、美保基地 美保基地	3筆個 [韓国3筆個] 2筆個 [フィリピン2筆個] 1筆 [韓国1筆]
広島県	1	海田市駐屯地	1筆 [中国1筆]
香川県	3	善通寺駐屯地、大麻山弾薬庫	3筆個 [中国3筆個]
福岡県	31	福岡駐屯地、自衛隊福岡病院、春日基地 春日基地飛行場地区、板付飛行場、福岡空港 小郡駐屯地 ほか	16筆個 [中国12個、米国2筆個、韓国1個 等] 12筆個 [中国6筆個、ベトナム3筆、韓国2個 等] 2個 [中国1個、ネパール1個]
長崎県	9	対馬駐屯地、対馬海上保安部 比田勝海上保安署	5筆個 [韓国5筆個] 4筆個 [韓国4筆個]
熊本県	7	自衛隊熊本病院 北熊本駐屯地	5筆個 [台湾3筆個、ベルギー2筆個] 2筆個 [中国2筆個]
鹿児島県	5	川内駐屯地 屋久島(一) 国分駐屯地	2筆 [シンガポール2筆] 2筆 [米国2筆] 1筆 [台湾1筆]
沖縄県	11	次世代装備研究所与那国海洋観測施設、与那国島(一) 知念高射教育訓練場(陸上自衛隊)、知念高射教育訓練場(航空自衛隊) 宮古島(二) ほか	3筆 [台湾3筆] 3筆個 [中国3筆個] 3個 [中国2個、韓国1個]

※ 主な注視区域は、当該都道府県内で外国人・外国系法人による土地等の取得事例が多いものを記載。

※ [] 内は、当該注視区域内で土地等を取得した外国人・外国系法人のうち、取得事例の多い国又は地域名とその取得筆個数を記載。

なお、中国には香港を含む。